

研究報告

南北朝期の豊前国守護について

山口隼正

一 はじめに

周知のように豊前国は、九州Ⅱ鎮西のうちで、関門海峡を挟んで本州に接していること、宇佐八幡宮が存在することに大きな特徴がある。宇佐宮は当国一宮、西国随一の大社で、全国の八幡宮の淵源でもある。勿論、その勢力は当国最大であった。従って関係史料も多く、それらは『大分県史料』等で刊行され、これまでの中世豊前史研究も当宮関係のものが多く(その代表として、中野幡能氏の大著『八幡信仰史の研究』と、工藤敬一氏の諸論稿、とりわけ『九州庄園の研究』所収「中世宇佐宮領の構造と特質」とがある)。

反面、豊前国と、武家政権との関係を構造的にとらえた研究は少ないようである。当国が瀬戸内海に臨み本州に接していたことは、当然、諸権力・諸勢力が入り込む要因となろう。当国は、中核は宇佐宮勢力圏だが、周辺部はいわば多元的支配であった。本所の異なる庄園が多いこと、鎌倉後期、北条氏勢力が深く入り込んだことにも、それがあらわれているよう。

南北朝期の豊前国守護については、年表類や、川添昭二氏による少武氏の代官(九州史 学二五)・所領(九州文化史 論 究所紀要二)に関する研究に示されているが、刊行史料の量や史料操作の面で不十分なためか、その成果には、バラツキを感じる。特に動乱中期以降については。

二 建武政権

(A) 少武貞経

さて元弘三(一二三三)年五月、九州における北条政権の牙城、鎮西探題Ⅱ北条英時が打倒された。この際、九州一円の武士が参加しており、豊前国人の指揮には、少武貞経・大友貞宗とともに、宇都宮高房も関与している(注1)。ここで貞経・貞宗の立場は、鎌倉以来、少武・大友両氏の鎮西に対する特殊権限に基づくもので、高房の方は、宇都宮氏が豊前随一の東国系御家人として、一般御家人とは違った、何らか当国内において軍事指揮をなし得る潜在的勢力に成長していたからであろう。当時の当国は、守護が打倒さるべき北条一族の糸田貞義であるから、この際、守護以外の者が指揮するのは当然ともいえよう。

翌建武元年七月、北条氏残党、規矩高政・糸田貞義の反乱が起こる。彼らは、北条政権滅亡期までそれぞれ肥後・豊前の守護で、実は、いずれも豊前国北部を本拠としていた(規矩郡、糸田庄)(注2)。ために、戦場も当国北部になる(大日本史料六編 一六六四頁等)。この鎮定には、少武貞経の指揮下に北九州諸国の武士が参加しており、とりわけ当国武士に対して貞経は、「出京」中のものは急いで「下国」(帰国)するよう、施行状を出した程である(注3)。建武政権下、貞経は既にこのころ当国守護に任ぜられていたとみてよからう。なおこの反乱に際して、当国吉田氏(武藤氏支流、本領規矩

郡吉田村)のように一族分裂した例もみえる。即ち惣領頼村の方は規矩高政に与同したのに対し、舍弟頼景は貞経の下に「官軍」方に立って行動している。ために、重代本領吉田村は闕所化され(建武二年閏十月日、足利将軍家領となり、やがて肥前松浦党等に宛行われる(後述)。当国の北端規矩郡の地において、守護北条氏と吉田氏とが深い絆で結ばれていたことが窺われる。)

一方、元弘三年六月、宇佐宮に対して「向後者、被止本所号、可為聖断、将又窄籠惣神領悉所被返付也」(到津文書一)と、官社解放令が出された。当宮にとって、一応、中央権門(本家近衛家)の支配から離れ、自らの在地勢力を推進させる大きな要因ができた。肥後国一宮阿蘇社の場合と同様といえよう。

以上、建武政権成立期、当国政治史において特徴的な事項をあげてみたが、この間の軍事指揮を通じて、少弐貞経は当国守護に補任されている。少弐氏が久し振りに豊前国守護職に還補されたことを意味し、爾後、動乱中期まで少弐氏は当職を続ける。

(B)少弐頼尚

少弐氏の守護職は、曾て「筑前国」の項(国史学九五)で指摘したが、建武元年八月〜十一月、貞経から子息頼尚にうつる。貞経は、翌々建武三年二月初めに讓状を作成し(筑紫古文、書追加)、同月末に大宰府有智山城で自殺している。

ともかく建武二年になると、豊前国守護として頼尚の行動が明らかとなる。ここで、建武政権期、頼尚が直接に授受した当国関係文書を編年順にみよう。

- ① 建武二年二月十一日 「頼尚」書下(北条氏残党越後左近将監・上野四郎等誅伐、長門国府佐加利山城合戦に関する軍忠状を請取るにつき、「注進」する旨) ↓田口孫三郎(田口文書)

勿論、「注進」先は中央建武政権だろう。

- ② 建武二年二月廿九日 「大宰少弐」施行状案(去年十一月廿五日繪旨)「同十二月十一日御牒」(大友家文書二五に任せて、豊前国御杵村地頭(北条)職(奏家法)を狭間正供に「沙汰付」し遵行。「如法寺六郎相共」「深見新五郎相共」) ↓深見新五郎、如法寺六郎(同二一、三、四)
- この両使は、遵行完了した旨、四月初めにそれぞれ請文を提出してゐる(同五)。

- ④ 建武二年四月十七日 「大宰少弐」施行状写(去年十一月廿六日繪旨)「阿蘇文書」同十二月廿一日御牒(同八に任せて、豊前国菅津又三郎跡五分一宛を肥後国横山通利ら五名に遵行。「山田左衛門三郎相共」) ↓「守護代」(同四一)

- ⑤ 建武二年六月十日 「大宰少弐」施行状(去年十一月廿五日繪旨)に任せて、豊前国白桑紀平四郎入道跡を肥前国深江安富永泰代妙寂に遵行。「守護代相共」 ↓別府孫太郎(深江文書四六号)
- 頼尚は、このように当国守護として軍事指揮(①・遵行(②〜⑤))に關与していた。ただ当時の「守護代」が誰なのか、具体的にはわからない。また、この守護少弐氏と当国国衙との関係も明らかでない。

三 少弐頼尚

(A)頼尚の授受文書と権限

建武二(一三三五)年十一月、足利尊氏が建武政権に離叛の意を明らかにして、いわゆる南北朝時代に入る。

実は、その後も、当国守護は少弐頼尚である。先ず、彼の直接授受した当国関係文書を列べよう(前章に続いて、通し番号を頭に付す)。

- ⑥ 建武三年二月十四日 「大宰少弐」書下(菊池武敏ら「立帰菊池本宅」て再起するにつき、その誅伐のため「可被馳参宰府」) ↓田口孫三郎(田口文書)

- ⑦ 建武三年四月廿九日 「大宰少弐」施行状(将軍家御下文并御教

書」に任せて、豊前国得^(宇佐郡)永地頭職を長門国串崎若宮大宮司惟定に遵行。「弓削田六郎入道相共」「白土新三郎相共」↓白土新三郎^(保坂所)

^{(鑑手、弓削田六郎入道(源代魚四郎)氏所藏手鑑)}

⑨ 建武三年九月日 豊前国田口信連代子息重連軍忠状(八月末、賀茂河原合戦等に「守護御共」に参加)に対する「大宰少式」証判^(田口文書)

⑩ 建武五年二月十六日 「大宰少式」施行状(「今月三日御教書」の旨を存じて、北島頭家以下を誅伐すべし)↓薬丸兵衛五郎^(薬丸文書九号)

⑪ 暦応三年三月十四日 幕府引付方頭人高重茂奉書(「宇佐宮神官宇貞^(宇佐郡)申豊前国封戸郷日足村新開門田七段以下事」につき、論人熊井信直ら^(大押)を「可被催進」き旨)↓「大宰少式」^(小山田文書下)

⑫ 暦応四年閏四月十一日 「頼尚」書下(「宮神領豊前国封戸郷石丸名田等に対して熊井信直「苡麦狼藉」につき、検見・鎮定と「可上府之旨、相触信直」)↓「守護代」^(同七号)

この⑫文書に対応して、「宇佐郡諸家古文書」^(北正樹氏所藏文書)に同月廿七日付「左近将監資経」請文がのこる(未刊文書。文中に「任今月十一日御奉書」とあり、「狼藉人等退散」「信直上府事相触候之処、不及散状」等とみえる)。その上包にも「守護代資経請文」と記されるらしく、一応、この資経が当時の守護代といえよう(後に詳述)。

⑬ 暦応四年五月廿九日 足利直義御判御教書(豊前国天目寺料所として、当国關所内得分参百貫を注申すべし)↓「太宰少式」^(興國寺文書)

幕府側は、天目寺を当国安国寺に指定、その料所寄進のために、ここに關所地注進命令を出した。頼尚はこれに応じたらしく、翌康永元年十一月一日、尊氏は当国赤坂別府田地捌町等地頭職を同寺に寄進してゐる^(同)。

⑭ 暦応五年二月五日 將軍家執事高師直奉書案(「注文」に任せて、宇佐宮に神馬を「引進」すべし)↓「大宰少式」^(文書)

前代鎌倉幕府と同様、早くも室町幕府がこの神馬進宮命令を通じて守護・少武氏―宇佐宮支配を試みた、一端が窺える(但し、これに對

応する、頼尚送文や社家側請取状は見当たらない)。

⑮ 康永三年七月廿二日 將軍家執事高師直奉書(「建武三年二月四日御下文」^(勿論、足利尊氏御)に任せて、豊前国山国郷安於曾木地頭職を小代重氏に遵行)↓「大宰少式」^(小代文書)

⑯ 康永三年十一月二日 「大宰少式」施行状(右⑮文書の下達。「任御下文并御施行之旨、守護代相共」)↓野仲郷司^(小代文書四号)

⑰ 貞和二年十一月八日 幕府内談方頭人上杉重能奉書案(宇佐弥勒寺^(彌世)領豊前国金国保領家職を雜掌行昌に遵行。「上野弥次郎押領」の由)↓「太宰少式」^(八幡寺法寺史料二一四三)

これと一連の文書、翌貞和三年五月 金国保雜掌行昌重申状案^(同四)に「以当保得丸名地頭曾祢弥四郎種勝跡、為同国上野地頭弥次郎輔世、号關所称被充行^(中)。当名領家方田畠屋敷等就押領、依訴申、任雜掌所帶下知状可沙汰付。由、去年^(貞和)十一月雖被成下御奉書於守護。大宰少式方、依無遵行実、弥及濫妨狼藉」等とあって、当時、現地でも少式頼尚を当国守護とみていた。

⑱ 貞和三年八月十八日 幕府内談方頭人上杉重能奉書案(右⑰文書と同旨。「先度被仰下之処、不事行」「使節猶緩怠者、可有其科」)↓「大宰少式」^(同四)

⑲ 貞和七年二月廿八日 「散位」奉書(「去正月十八日御寄進状」^(足利直冬御)に任せて、豊前国赤荘を筑前国一宮住吉社神主政忠に遵行)↓「大宰少式」^(同四)

⑳ 観応三年正月廿九日 「筑後守」施行状(「御教書」^(足利直冬御)の旨に任せて、宮永右衛門次郎らの濫妨を退け、神領豊前国恒富名を八幡宇佐宮擬大宮司重経に遵行。「守護代相共」)↓宇佐宮兼番長太夫^(永弘文書一三三三)

㉑ 観応三年正月廿九日 「頼尚」施行状(右⑳文書と同旨。「宇都宮修理亮相共」)↓「守護代」^(同三)

- ⑳ 正平八年七月廿三日「筑後守」書下（今月、当国香志田城夜討・時（宇佐郡））
枝後攻等忠勤の承認と「可令注進」↓高並彦八（高並文書三三）
- ㉑ 正平九年十二月廿日「筑後守」書下（宇佐郡葛原郷持岡名嵐垣畠地參段事、号兵糧料所致違乱之由）につき「早令參府、可被明申」↓安永孫太郎（興文書七号）
- ㉒ 正平十二年八月十七日「頼尚」施行状（去月廿五日御教書（軍西將旨に任せて、「押妨人」上毛忠本を退け、豊前国辛嶋・葛原郷内宗朗跡田畠屋敷山野等を八幡宇佐宮神官並居に遵行。「深見左衛門藏人相共」↓「守護代」書八号））
この㉒文書を下達した同月十九日「頼景」遵行状（同九）がのこり（文中に「去月廿五日御教書、今月十七日御施行如此」云々）、この時点で守護代＝頼景といえる（後述）。
- ㉓ 正平十二年十二月十七日「筑後守」施行状（内容上、右㉒文書と一連のもの。「去月六日重御教書」に任せて、「守護代相共」↓深見左衛門藏人（同号））
年号の明確なものは、以上の通りである。建武三（一二三六）〜正平十二（一五七）年と二十年余に亘り、連続している。使用年号からみて、この間、頼尚の政治的去就はかなり変化している。
さらに若干、無年号や破損文書がのこる。
- ㉔（頼心元年）五月十五日「頼尚」書状（軍勢催促。「為良氏・良遠以下凶徒対治」↓香志田藤五入道（永弘文書三一七号））
（正平十年？）十月五日「頼尚」書状（感状。去月十一日合戦での忠節。「其子細可注進」↓（高並文書五号））
- ㉕ 六月十三日「筑後守頼尚」書状（宝光明寺門前河流殺生禁断につき「今年三月卅日御教書加一見候訖」↓宝光明寺長老（大森寺文書六七号））
- ㉖ □□□□年四月廿三日「頼尚」書下写（豊前国恒富名につき、「野中郷司違乱」の停止と、□□□□□□□□擬大宮司重経への遵行）↓「守護代」

〔表1〕
（永弘文書補遺二五号、
同文書一三三三三号参照）
そこで、これら⑥〜㉒文書を〔表1〕のように分類してみた。

証判	〈授〉						〈受〉				計													
	禁制	感状	軍勢催促	問状	検断	感状	軍勢催促	施行状	遵行	召文		闕所地注進 神馬進宮												
⑨	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	⑩	⑦ ⑧ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒	⑭	⑬	⑪	⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	1	1	1	3	1	9	1	1	1	3	計

に在住していた。豊前に対する軍事指揮関係文書は、右の頼尚の場合もそうだが、実は南・北どの系統の権力によるものであれ、非常に少ない。他の諸国に比べて、当国に有力な勢力、特に反武家勢力が少ないことにも由ろう。豊前が大きな戦場となることも少ない。そして、このことは却て、頼尚が当国内で闕所地を生み出せない要因となり、彼の所領処分文書が見当たらないことにもつながろう。当国に対する頼尚のように、新

頼尚は、このように当国守護として諸権限に関与したが、この〔表1〕を一旦見れば、上部権力は何であれ、「沙汰付」＝遵行、とりわけこの施行状が多いこと、自らの土地処分関係文書が全く見当たらないこと、また軍事指揮関係のものも案外少ないことに気付く。公的側面が主で、私的側面が薄いと見えよう。そもそも頼尚は、豊前国人に対して「可被馳参宰府」などと命じたように⑥⑫⑳、筑前国守護でもあって、自らは大宰府付近

来系のためにそこの私領が乏しい権力者にとっては、闕所地の出現は極めて重要である。

なお当国支配については、この守護頼尚と鎮西管領一色氏との関係は見出せない。曾てみた頼尚の管国、筑前・肥後の場合と同様である。また鎮西管領としても、豊前に対して殆ど干渉できなかった。実は、当国中部、豊前国衙の近辺には、鎮西管領一色氏にとって唯一の明確な直轄地、「鎮西料所」(伊予郡)天雨田荘が存在する(拙稿「鎮西料所豊前国天雨田荘」と安東氏、日本歴史三一四)。にもかかわらず、管領一色氏の当国に対する権限行使の証拠は、極めて少ない。所領処分面にしろ、軍事指揮関係にしろ。

(B) 当国経営の基盤

先ず物的基盤。豊前における頼尚の所領は、既に川添昭二氏が抽出されたように黒田荘(京都郡)のみで、しかも建武政権成立後に頼尚に給与されたものと考えられる。先述のように、頼尚による所領処分関係文書ものこらない。そして黒田荘も、観応擾乱の際、頼尚が直冬方に立ったため、将軍家によって没収されている(五巻三三三)。

このように豊前において頼尚の所領が狭少なのは、当国内に、少武氏宗家にとって前代鎌倉期から相伝された所領が全くないこと、何しろ古くから宇佐宮領が存在すること、また早く將軍家領が設定されたことによる。当国一宮宇佐宮は、鎌倉末期には神領興行法などを必要としながらも、やはり鎮西随一の大社として多大な所領を有し、特にその中核たる封郷「境内十郷」は、当国の位置する南部地域に分布する(工藤前)。

一方、足利將軍家の所領は、最北端の門司関(北志高)をはじめ、当国の中部地域に設定された(河崎)河崎荘(住吉)、(京都郡)苅田荘(北志高)、(同)得永(前掲文)、(京)吉田村(入江文書一巻二五、田原文書一巻一)、(鹿)仲津郡(和布刈神)など。北条政権滅亡の直後、恐らく守護家少武氏に先んじて。そして尊氏は、これらを、建武元年、門司関内田島を京都松尾社に寄進した(松尾神社)のをはじめ、建武三年、筑前多々良浜合戦で勝利をおさめて上京の途次、北九州(筑前国一宮住

吉社、(門司関)甲宗八幡宮、(同)和布刈神社)や対岸長門(萩)、(萩)串崎若宮(大宮司)の有力諸社(実はいずれも航海の守護神)に寄進したり、海上勢力たる肥前松浦党に宛行ったりしている。豊前中北部地域は、国衙の所在地で(京都郡)、門司関など交通上の要地、それに何しろ九州の最北端、本州に接する位置にあることから、古くは屯倉が(平野邦雄「豊前の条里と国府」九州)、鎌倉末には北条氏所領が集中したように、中央系外來勢力との関係が深いところであった。実は、鎮西管領料所天雨田荘もこの地域にある。少武氏にとり、所領面で割り込む余裕はなかった。

つぎに人的基盤である。守護代として、先掲②文書のとこで触れた「左近將監資経」と、②文書の時点でみえる「顕景」がいる。「左近將監資経」の方は、動向を「筑紫古文書」(追加)で逐え、実は守護頼尚の舎弟といえよう。資経は、建武三(一三三六)年二月、父貞経から讓状を得、翌四年から官途「左近將監」を帯し、やがて観応二(五一)年には出家し、法名「宗祥」と称す。動乱初期以来、兄頼尚の指揮下に、幕府方として行動していた。軍事面でそうだが、また②文書のところでみえるように、当国「守護代」として検断に関する請文を提出した。頼尚の方は本拠筑前に常住し、豊前国支配はこの守護代・舎弟資経に委ねていたのかもしれない。

ところが、観応擾乱期に入ると、頼尚⇨直冬方、資経⇨幕府方というように、当国守護家少武氏は兄弟同士で分裂した。分裂後、頼尚の当国守護代として行動するのが、実は「顕景」である。これらの点、後述しよう。

それはともかく、従来、資経が豊前国守護代であった事実は指摘されていない。

(C) 観応擾乱と守護職

幕府中央政局における二頭政治対立の影響は、直義の猶子直冬の西下で、九州にもたらされる。貞和五(一三四九)年の直冬、また前年の

征西將軍宮懷良親王の肥後菊池入りで、当地方の政治的關係は三者鼎立となり、この状況は、観応三(五二)年十一月の直冬、さらに文和四(五五)年十月の鎮西管領一色氏の九州退却のころまで続く。

既に肥後(史料編纂)・筑前の項で指摘したように、少弐頼尚は、初めは決して直冬方ではなかったが、ついに観応元年十月の段階では將軍尊氏から直冬(「反幕府」)方とみられている(阿蘇家文書下)。当国豊前に関してもしういえる。即ち頼尚は、観応元年五月には、新田伊達小次郎・如法寺円康・土岐藏人太郎(成恒守書)など当国宮方勢力誅伐のために努めているが、翌年に入ると、直冬方となり、自ら豊前国に発向している(久保江家文書六一八号)。そこで、隣国豊後守護家大友氏は「為直冬誅伐」に同国人を組織、同年十二月、豊前国糸口原合戦などが起こった(都甲文書二)。そして、同じ観応二年の十一月、頼尚の所領は闕所化されて「豊前国黒田庄(頼尚)」など、大友氏泰(とよとも)(ときの豊後守護)に宛行われた(大友文書五)。曾て「筑前国」の項でも述べたが、このころ頼尚の筑前・豊前両国守護職も解任されたものとみてよからう。そして、代わって豊前守護には大友氏泰(とよとも)がなったと考えられる(後述)。

このように頼尚はとうとう直冬方となったが、彼の弟、豊前守護代資経の方は、従来と同様、あくまで幕府方に立って行動したらしく、この観応二年、將軍家から勲功賞賞宛行下文や感状を得ている(筑紫古文)。ここに当国守護家少弐氏は、正員一代官、兄弟同士で分裂した。以後、資経の動向はみえない。

(D)直冬方宮方守護としての頼尚と、代官西郷頭景

頼尚は、こうして幕府方からは豊前守護職を解任されたはずだが、先掲授受文書のように、その後も当国に対して守護的立場を継続している。即ち⑱⑳文書は直冬方として、㉑文書以降は宮方としての、当国守護であった。

⑱文書は直冬方引付頭人が頼尚を豊前国守護とみて発したものの、⑳㉑

は直冬御教書を頼尚が施行したものが、この三通はとにかく「沙汰付」
II 遵行命令である。

さて㉒文書(正平八一三三三)は既に直冬の九州退去(五二)後のもので、また㉓文書は鎮西管領一色氏も九州退却(文和四一三五五)後のこと、九州ではいよいよ征西府を核とした宮方勢力の隆盛期となつていく。㉔文書以降は、使用年号「正平」に象徴されるように、頼尚も宮方に立つてのことで、㉕文書は將に征西府(懷良親王)令旨を施行したものである。この段階、少弐頼尚は、征西府を頂点とした宮方豊前守護であった。

そしてこの時期の当国守護代が、㉖文書のところで示されたように、「頭景」である。頭景の姓は、従来、明らかでなかったが、先年刊行の『唐招提寺史料』一に収録された、八幡善法寺文書(一四四)正平廿二年九月日 宇佐弥勒寺所司等重陳状案に「守護頼尚」「守護代西郷兵庫允頭景」等と明記されるように、西郷氏である。

頭景は、康永四(一三四五)年、対馬に対する書下(船本に關する。乱停止など。大山小田本史料六編十)など、既に一三四〇年代半ば、頼尚管国に対して公的行動がみえる。当国豊前については、続いて阿蘇家文書(三十一)正平三(一三四八)年九月日 惠良惟澄軍忠状に「其後頼尚代饗庭右衛門藏人・西郷兵庫允率筑前・豊前以下国々軍勢、馳越砥用之間、致合戦」とあり(饗庭宣尚は当時の筑前守護代、また観応元(五〇)年九月には豊前国人に軍勢催促状を発している(文書)ように、軍事指揮に当たった頭景がみえる。頼尚の豊前支配において初めは、守護代資経に、特に軍事指揮面は頭景と、恐らく兩人ともに同時に代官として勤めたが、頼尚が直冬方になつてからは、資経が幕府方としての立場を堅持して離れたため、代官も分裂、頭景のみ残ったといえよう。直冬の九州退去後、五〇年代半ばになると頭景は、前掲㉗文書で触れたように、征西府一守護頼尚の下で宮方「守護代」として遵行面に関与している(宇島文書九号、広崎文書一巻二)。また香

春社神用米を催促している(太宰管内志豊前之七田川郡七)。

さて守護頼尚にしる、代官頭景にしる、豊前との関係は正平十二(一三五七)年までしかみえない(文書)。頼尚は、この二年後、正平十四(延文四)年五月には反宮方としてみえ(文書)、同年八月には筑後大保原合戦で菊池武光らと戦っている。このころ彼の幕府方筑前守護としての立場も確かとなり(筑前国)、同じ延文四年十一月日八幡宇佐宮神官等申状案にも「筑前国守護筑後前司頼尚」と明記されている(益永文書)。つまり頼尚は、この間、豊前守護をやめ、幕府方に復帰するとともに、本拠筑前の守護に還補された。

豊前守護代頭景の方は、右の正平十二年以後、その足跡は逐えない。ところで豊前守護頼尚・代官頭景の在任期、当然、彼らは「沙汰付」|| 遵行担当者でありながら、実は兩人自体、当国内において「押妨」行為がみられる。宇佐弥勒寺領大野井庄に対して。当庄は、豊前中部の国衙近辺、京都郡に位置するが、鎌倉末期の正安二(一二三〇)年、弥勒寺側から石清水八幡宮善法寺に長日行法供料所として寄進された(以後、当庄を、中央側||吉野朝・善法寺は「善法寺領」、地方側||征西府・弥勒寺では「弥勒寺領」と呼んでいる)。ここにおいて、將に動乱中期、正平十一(一二五六)年十月二日 後村上天皇綸旨案(八幡宮善法寺領豊前国大野井庄、西郷兵庫領允押妨事)につき、下地を寺家雜掌に「沙汰居」うべし)が征西府側に宛てられた(八幡宮善法寺文書)。また同廿二年九月日 宇佐弥勒寺所司等重陳状案には「大野井庄者頭景違乱之」(自貞和年中、守護頼尚押妨之、剩頭景従人等及殺害神官社僧之間、神輿御動坐、仍頼尚避状明白也、随而国司下向、寺社領悉被返付官司訖)などあり、ここに、彼らの「押妨」「殺害神官社僧」、これに対する宇佐側の「神輿御動坐」なる手段がみられる。彼ら守護少弐氏勢力の弥勒寺所領への押妨行為は、当国における経済的基盤の脆弱性を補うべくとつた、必然的な行動といえよう。この状況は、頼尚の子息でやがて当国守護になった、頼澄の段階にももちこされてしまう(後述)。

こうして頼尚は、現地弥勒寺側からの要請もあって、征西府によって豊前守護職を解任されたのであろう。右の弥勒寺所司等陳状にみえるように、当国に対して「国司下向」という事態が起こった。

(B) 「国司」五条良遠の下向

これに対応する記事が出光佐三氏所藏文書乾正平十三(一二三五)年十一月十六日 别当神音等連署証状に「將軍宮御腰劔腰小金作并国司左馬権頭良遠腰刀腰小金作とあって、「国司」とは良遠のこと、その官途は「左馬権頭」とわかる(肥前光尊寺文書三月二日「良遠」書状と益永文書正平十三年十一月廿三日「征西將軍宮御腰劔の奉者」左馬権頭と)。この良遠は、征西將軍宮懐良親王に随従して九州入りした五条頼元(令旨の奉者「勘解由次官」)の子息で、良氏の弟。頼元・良氏とともに九州下向したのであろう。

良遠が「国司」として豊前に「下向」した時期は、永弘文書(一三五五)十一月廿二日 香志田内重(?) 事書案にも「一、正平十三年国司下向之時」とみえる。守護頼尚の当国に対する行動も、將にこの前年、十二年十二月を最後にみえなくなっており、时期的に符合する。右の别当神音等連署証状の時期、即ち十三年十一月には、この証状の文言からして、既に良遠は当国に「下向」していたものと考えられる。征西府は、ここに守護頼尚を排除して、代わりに国司良遠を豊前に派遣した。

このような形の国司派遣の例は、一般にはみえず、注目できよう。ただ良遠の官途は、豊前「国司」に就任中も、自他ともに「左馬権頭」であった。「豊前守」などとはみえない。この「国司」は、決して中央朝廷||南朝によるものではなく、征西府によるものといえよう。当時、動乱期とはいえ、正式な国司補任は、あくまで中央朝廷(南朝・北朝を問はず)による昇除目などでなされており(「大日本史料」六編を、当国国司ならば、一般に官途「豊前守」などと「豊前」の文字が冠せられる筈。

良遠の豊前「国司」としての任務は、先に示した弥勒寺所司等重陳状案に「守護頼尚押妨之略、随而国司下向、寺社領悉被返付官司訖」等と

みえるように、守護頼尚らの押妨する、弥勒寺領など当国内寺社領を返付することであった。また良遠は、征西府機構に入り、豊前国司に補任された同じ年の正平十三年十一月、当国宇佐宮領関係の遵行、このため征西將軍官令旨(豊前国津隈弁分次郎丸等の八幡宇佐宮惣檢校益永内輔への「沙汰付」の奉者「左馬権頭」としてみえる(益永文書二)。良遠は、一族ともに懐良親王の腹心だが、豊前支配の基盤は人的・経済的両面ともになかった。

四 宇都宮守綱、大友氏泰・氏時

さて、少弐頼尚が直冬方く官方守護となつてから、当国には、別に幕府方守護もみえる。

(A) 宇都宮守綱

先ず、その徴証として

○文和三(一三五四)年十二月廿日 足利義詮御判御教書(豊前国苅田^(京都郡)

莊地頭職の田原正曇^(直貞)への遵行「宇都宮常陸前司」(川瀬文書六号)

がのこり、幕府側は、この名充人宇都宮守綱を当時の豊前国守護と考へている。この守綱は、頼房の子息、先にみたように北条政権滅亡期までは「高房」と称していたが(一元弘三年五月田原^(豊前)、建武政権成立に際して「冬綱」と改名し(建武元年十月大慈王^(大慈王)、正平四年十月阿蘇家文書^(阿蘇家文書)、さらに観応期以後、この文和三年の九月には「守綱」とみえる(宇都宮文書六号)。通字等を頭に浮かべれば、政治情勢との関連も想像できよう(以下の叙述は、便宜上、全て「守綱」で通す)。

抑も宇都宮氏は、当国随一の東国系御家人として、求菩提山の谷あい仲津郡城井郷に「本屋敷」をおく(佐田文書六号)など、主に豊前中部に所領を有し、国内に一族繁衍していた(憲良文書「豊前国における東国御家人」)。鎌倉後期、守綱の祖父通房は鎮西談議所頭人とか筑後国守護に、また彼自身も「宇佐宮・弥勒寺造管閑東御代官」となった(益永文書二二二、一三八号)。そして先述のよ

うに、北条政権打倒の際、彼は豊前国人に対して一種の軍事指揮権を有していた。このような事情によってか、宇都宮氏を鎌倉期以来の「豊前国守護」とみる伝承や、そうみせかけるための偽文書群が作成されている(築上郡志「所収宇都宮文書」大分、(県史料)二九所収佐田家古証文等)。

そして守綱は、建武政権の成立に際して筑後国守護に補任され、両朝分裂後も北朝・幕府方の同国守護として続く(筑後國の項)。彼の去就は、観応期に入ると、直冬との関係で聊か微妙なところもあるが(修学院文、観応二(一三五一)年十月、その所領が直冬によって闕所化されているから(三階堂)、問もなく將軍方^(直冬)反直冬方^(直冬)になったとみられる)。

さらに彼は、將軍尊氏から、文和三(五四)年八月、感状を得(佐田文書、翌九月には、勲功賞として豊前国延勝寺今富莊・同国中元寺等を宛行われた(宇都宮文書六号)。そして初めに掲げたように、守綱が豊前国守護としてみえるのも、実はこの文和三年末である。彼が当国守護職に補任されたのは、これらを前提条件としたもので、將軍家による一種の勲功賞宛行といえ、補任時期も、右にみえる豊前国内所領を得た同年九月ころであろう。またこのころ「宇都宮常陸前司守綱扶持人薬丸三郎左衛門尉」などとみえ(薬丸文書)、彼の本拠に近い豊前中部の国人薬丸氏^(上毛郡原薬丸名の神人)を被官化している。

ただこの時期に、発給文書など、守綱が自ら豊前国に対して権限を発動したことを示す史料はのこらない。また彼は、当国守護就任の翌年のこと、文和四年末には「九州官方蜂起」に「同心」しているよう(鎌倉日記雜、その行動は不安定である)。

(B) 大友氏泰・氏時

さて

○貞治二年九月十二日 足利義詮御判御教書(筑後国守護職事、為豊前国替、所補任也)「大友刑部少輔」(大友文書五、卷一三三号)があつて、とにかくこの貞治二年以前に一旦、將軍家が「大友氏時」を豊前

国守護に補任していたことが示される。

氏時が当国守護であった期間を考えるに、先ず五月廿六日 氏時宛の足利尊氏御内書案に「相模国大友庄等國々所領并恩賞地及豊前・豊後兩國守護職。以下事、任舎兄大友藏人式部入道貞和四年八月十八日・觀応三年五月廿日兩通讓狀、可被知行也」とみえる(大友家文書集、編年大)。この「兩通讓狀」のうち前者、即ち貞和四年八月の段階では幕府方当国守護は明らかに少貳頼尚であるから、氏時の在任期間は、後の讓狀、即ち觀応三(一三五二)年五月(このころ頼尚は直冬方、前掲②文書)から、右の義註御教書の貞治二(六三)年九月の間だといえよう。そして、先述のように文和三(五四)年後期に宇都宮守綱が当国守護であったことを考慮すれば、氏時の在任時期は、これ以前、即ち觀応三年五月と文和三年前半の二年間位だったのではないか。

そして、右の觀応三年五月廿日の「讓狀」以前は、勿論、舎兄氏泰が当国守護であった筈。先述のように、觀応二年十一月ころ少貳頼尚が当職を解任されていることを加えれば、氏泰の在任時期は觀応二年十一月と翌三年五月となろう。極めて短い期間である。

氏泰・氏時兄弟の豊前守護職在任期間について、聊か込み入った考証になってしまった。彼らが当職に補任されたのは、大友氏が、隣国豊後守護家であること、幕府からみれば九州三守護家のうちで最も穩健だったことに由らう。

氏泰と氏時は、觀応期に得た「黒田庄(京都市)同入(少貳頼尚)」(大友文書(五卷三三三)号)や山鹿西郷(同二卷六号)など、豊前国内に所領を有した。また当国内には、大友氏庶流(大友道性、狭間氏、田原氏、田口氏)およびその所領も存した。彼らは、動乱期に入ってもなお、自らを「大友一族」と称して、「惣領大友式部丞氏泰」などと仰ぎ(大友文書一五卷、鶴原文書)、豊後国以外の所領についても、「惣領」たる豊後守護から安堵されている(入江文書一、卷二五号)。これらが、大友宗家の隣国豊前支配にとって有利な条件とならう。

さて、氏泰発給の当国関係文書はのこらないが、氏時のものとして、

○文和二年正月十六日 「刑部大輔源朝臣」寄進狀(大友氏時) (豊前国志生木田拾伍町(朝野群載)、(朝野群載)「為天下安全、將軍家御繁榮。」(田原郡) ↓豊前国上野宝覚禪寺(興隆寺文)

○文和三年五月廿日 「刑部大輔」預ケ狀(余惣) (豊前国規矩郡内朽網村老方(孫次) ↓出羽千寿(余惣)、(志賀文書))

がある。この二通とも、先に考証した氏時の豊前守護期間に対応しており、闕所地処分である。氏泰・氏時が当国内で私的に関与した所領は、以上のようにいずれも中北部諸郡(京都市)に存し、寧ろ本国豊後に接した南部宇佐郡等にはみえない。宇佐宮の存在に由らうが、この辺に、大友氏の隣国豊前支配にとってなご地域的限界も感ぜられる。

ところで大友氏は、この南北朝中期、幕府側から、当国豊前およびその「替」たる筑後、また肥後国など、本拠豊後以外の諸国守護職に起用されている。このことは、幕府にとって、領国制を展開しつつあった九州三人衆(少貳、大友、島津)のうちで大友氏が最も穩健だと映ったからで、ここに在来の九州守護家を政治的に懐柔させる意義があらう。動乱期を通じて九州諸国の守護職は転変するが(特に觀応擾乱期と今川了俊探題期)、唯一つ、大友氏と豊後国のみは全く改易されていない。

文和三(一三五四)年、豊前守護職が、大友氏時から宇都宮守綱にうつった事情はわからない。大友・宇都宮両氏の当職在任期間は極めて短かった。この一三五〇年代中葉から、何しろ九州は官方隆盛期に入っている。幕府側が氏時を「豊前国替」として他国筑後守護に補任したのも、実はこの事情による。当国もその例にもれず、先述のように、このころ官方の守護少貳頼尚・国司五条良遠が実質的に支配していた。

五 少貳頼澄

一三六〇年代に入ると、八幡善法寺文書(一三四) 正平廿一年潤九月廿三日 征西將軍宮令旨案に「守護人頼澄押妨地事」「次守護代武尚違

乱事」等とみえる。従来、当時の宮方豊前国守護が少式頼澄（頼尚の子息）であることは確認されてきたが、その守護代については全く指摘されていなかった。この「守護代武尚」は、肥後清源寺文書の八月廿九日「肥後守武光」寄進状（「豊後国大坪村武名松事、舎弟筑前守武尚、為恩賞配分宛行之候訖」云々）や、正平九年四月四日「菊池筑前守武尚」寄進状（肥後国玉名西郷大野別符中村内高瀬清源寺敷地↓清源寺）にみえるように、とにかく九州宮方勢力で最大の武士菊池武光本拠肥後で國守・守護兼帯の弟で、所領を肥後・豊後に有ち、また肥後清源寺臨濟宗聖一派の開基となつた人物でもある。

少式氏管国の守護代は概して譜代被官か一族であるが、この武尚の場合には全く違ふ。

さて、ここで守護頼澄の豊前関係授受文書を集めてみると、次のようなものがこつてゐる。

② 正平十六年十月十八日 征西將軍宮懷良親王令旨案（八幡宇佐弥勒寺領豊前国島原下崎莊・大野井莊・菊丸保につき「止田中藏人并国衙妨、所被返付寺家也、此上者、令開門寺院、可從神事仏会之旨、可被相触寺家也」↓「大宰少式」（八幡善法寺文書））

当時、弥勒寺領への「押妨」に対して、宇佐宮も一体となつて（弥勒寺は宇佐宮の神宮寺この両者の歴史的関係は、中野盛んに「神輿動坐」という手段をとつてゐる。ここに征西府は、右のような寺領の返付・遵行を条件に、「掃坐」「開門寺院」して神事仏会に専念するよう寺家・神官に命じたのである（同4））。

③ 正平十六年十月廿二日 「頼澄」施行状案（右②文書の施行）↓「守護代」（池武尚）（同）

④ 正平十六年十二月十七日 「大宰少式藤原頼澄」挙状案（豊前国宇佐郡香志田内重の所領香志田村田島山野等地頭職安堵申請を挙達）↓「御奉行所」（永弘文書）（三三〇号）

⑤ 正平十六年十二月廿五日 「頼澄」施行状（正平）十三年四月廿四日

裁断」（征西將軍宮令旨ならんに任せて、豊前国野仲郷米丸四段等を八幡宇佐宮権惣檢校内重に遵行）↓「守護代」（出光左三氏所藏文書）（金志田）

⑥ 正平十七年五月廿三日 征西將軍宮令旨（「建武元年四月十五日宣旨」大楽寺文書に任せて、大楽寺領豊前国上毛郡節丸名已下散在田地等の「止方々妨」め、寺家へ遵行）↓「大宰少式」（同二）

⑦ 正平十八年五月廿三日 征西將軍宮令旨（右論所につき「先度被仰之処、猶不道行」云々。垂水宮内大夫入道らの「違乱」停止と寺家への遵行）（同三）

⑧ 正平十八年五月廿六日 「頼澄」施行状（右④文書の施行）↓「守護代」（同六）

⑨ 正平廿年四月廿九日 征西將軍宮令旨（大楽寺領徳犬において「守護使于今令押妨、不遵退」につき、同所を木葉頼員へ遵行）↓「大宰少式」（同四）

以上、正平十六（二三六一）年十月と廿年四月のもの八通で、征西府を頂点とした守護頼澄→守護代武尚という命令下達、内容は主に遵行である。「表2」に分類してみた。書下など、頼澄が自らの意志で下した文書はのこらない。また軍事指揮関係文書もみえない（後出註）。

この正平十六年といえ、八月の懷良親王の大宰府へ博多入りで、いよいよ征西府の黄金時代が始まる。当時の少式氏は、冬資は武家方、弟頼澄は宮方と、兄弟同士で分裂し、同時にそれぞれ「大宰少式」を称していた（項參照）。頼澄はまた、この正平十六年八月、大宰府「執行」を兼ねて大宰府庁下文を発しており（武雄神社文、大宰府機構を支配していたといえよう。さらにこのころ、少式氏譜代被官饗庭氏の一人「沙弥道哲」が、

〈授〉		〈受〉	
挙 状	施行状	遵行	④ ⑤ ⑥ ⑨
	神事仏会興行	遵行	② ③ ⑧

征西府の「奉行」となり、征西將軍官令旨の奉者としてみえる(肥後四の項参照)。ここに、少弐頼澄を媒介に、征西府機構と従来の大宰府機構とは結託したと、図式化できよう。征西府を頂点とした九州宮方守護には少弐頼澄と菊池武光とを検出できるが、さらにいえば、前者が遵行など所務面、後者武光がこれに加えて特に軍事面を担ったと、類型化もできよう。

ともかくこういう頼澄だが、実は、彼と大宰府所在国たる筑前国との関係は殆ど見出せない。(注8)。当時の筑前は、兄冬資が守護であり、在地勢力も概ね武家方、しかも特に中央幕府と直結する傾向にあった。頼澄は、これを補うべく、隣国豊前に進出したのではないか。ここは、つい以前まで、長い間、父頼尚が守護であった。

当時の豊前在地勢力も、発給文書の使用年号「正平」などからして、概ね宮方であった。大宮司宮成公居はじめ神官(権少宮司兼審長永弘重)・供僧(阿闍梨妙秀)など宇佐宮勢力、同宮撰末社の社司(大根河社惣校辰形譜判、小山田社宇佐宮八)、また宇佐神宮寺弥勒寺所司、さらに近辺の大楽寺(大宮司家判津ケ社の内)、また宇佐宮近辺、当国南部地域のも(編年大友史料七・八および、八幡善法寺文書など通覧)。これら宇佐宮近辺、当国南部地域のものだけではない。海上勢力として北端門司関に拠し、これまで殆ど武家方であった東国御家人系下総氏(しだいに在地性を増し、このころついに現地名「門司」氏を称し始める)、これも流石に、このころ南・北に分裂し、一族間で門司関付近に対戦している(門司氏古文書、門司。市史三四・三五頁)。

そして、特に動乱期において政治的推移の一画期となるのは合戦だが、この一三六〇年代の当国では、六一〜六三年の門司関など規矩郡所々、六七年の香春岳城における、少弐冬資軍と征西府・菊池武光側との合戦がみられる。征西府側は、特に冬資の拠する香春岳城攻略に際して、一時、所務沙汰を休止している(八幡善法寺文書、一四一―一四二号書)。肥前国人を動員して、ついに陥落させた。これらも、他の九州諸国における合戦に比べれば、その規模は寧ろ小さかった。

さて前掲の頼澄授受文書にみえる論者は、主に弥勒寺領(㉔㉕)と大楽寺領(㉖㉗)であるが、注目すべきは前者の方である。

先述のように、弥勒寺領大野井荘に対して守護少弐頼尚―守護代西郷顯景の「押妨」がみられたため、これら「寺社領悉被返付宮寺」べく、正平十三(一二五八)年、征西府としては「国司」五条良遠を当国豊前に派遣した。ところが、これら弥勒寺領荘保において、同十六年になると前掲④文書のように「国衙妨」もみえ、また二十年閏九月には「守護人頼澄押妨」「守護代武尚違乱」が(八幡善法寺文書、一四一―一四二号書)、さらに同年末には「宮方給人」の「押妨」がみられる(同)。この「宮方給人」とは征西府構成員の活動を指しており、次の史料(同)にその様相の一端が示されている。

「可沙汰付弥勒寺領注文(正平廿二) 奉行人高辻將監入道々准(注9)」
注進

宇佐弥勒寺領豊前国庄保事

一御所御手知行分

弘山庄 平周防守并菊池武光従人荒瀬幸明

大野井庄 熊皮跡 久木原忠光 典厩御手

畠原下崎庄 新田々中藏人 屋山保 典厩御手

畷野庄 大蔵一家并林原出定 自余略之

右且注進如件

正平廿潤九月 日

種此(別件) 政朝請文略之、

先ず「御所御手知行分」とは、「御所」がいうまでもなく征西將軍官府(征西府)を指すから、「宮方給人」分に当たる(同4)。弘山庄は、弥勒寺と同じく宇佐郡に所在するが、守護代武尚の兄で「御所」にとつて軍事力の中核、菊池武光の「従人」が知行している。弘山庄以外の荘保、ここにも見える大野井荘・畠原下崎荘・畷野荘・屋山保はいずれも豊前中郡京都郡(到津文書一―二七号、豊前国建久岡田縣字佐、渡辺重春「豊前志」参照)、即ち国衙に近接した地域である。これらにおける「典厩御手」とは、「典厩」左馬権頭(同5)五条良遠(国司)と比定でき、將に先の「国衙妨」に対応しよう。軍事力を誇る菊池氏勢力が、弘山庄、即ち弥勒寺膝下たる宇佐郡に食い込んだの

に対し、「国司」たる五条氏勢力の方は、そこから適当に離れた、当国「国衙」近辺の「庄保」に進出してゐる。とにかく当時の豊前には、国司二五条良遠、守護二少弐頼澄、守護代二菊池武尚と、征西府・宮方の中心メンバーが派遣されてゐる。彼らは、遵行・寺領返付など公的任務のために派遣されたにかかわらず、以上のように、却て弥勒寺領へ押妨してゐる。弥勒寺所司等のいうには「近年属于御所御手人々、出少分土貢、令抑留莫太之神事仏会料足」であつた(四)。そこで征西府としては、特にこれら「弥勒寺領豊前国庄保」の「沙汰付」二遵行について、従来の守護頼澄―守護代武尚ラインをやめて、正平十八年四月以降は直接使節宛に命じてゐる。勿論のことであろう。彼ら使節(野仲郷司政道、久下本光、別符種此、山田政朝―いずれも当国国人)も、これに依じて、その都度「請文」を提出した(八幡善法寺文書)。前掲「可沙汰付弥勒寺領注文」の奥にみえる「種此・政朝請文」も、その一端である。然しこれも、征西府にとっては極めて矛盾した行動といえ、当然、実効性もなかつた。もし「止給人等押妨、悉沙汰付下地於寺家」(四)が実現されれば、征西府自体、その存立が困難とならう。

そもそも征西府は、懐良親王―五条氏という外来系「斜陽公家」を中心とした機構で、その財政面は初めから脆弱であつた。顧れば、征西府が、五条氏・少弐氏・菊池氏というその中心メンバーを宇佐宮・弥勒寺の所在国たる豊前の要職に配置したことは、実は始めから同寺官への進出を目指したもので、財政面での脆弱性を補填すべくとつたハケ口の一つともいえよう。従つて当国に派遣された彼らが、遵行など公権をテコに、在地でしだいに私権を拡大していく傾向にあつたことは当然である。押妨行為は将にその過程を示す。想像を逞しくすれば、征西府としては、当国を直轄国にもつていく意図があつたのかもしれない。

これまで、征西府勢力の宇佐弥勒寺領への進出、さらに九州管内における所領獲得の運動についての指摘はなかつた。もし戦前に「八幡善法寺文書」が紹介され、斯様に征西府機構―押妨行為の事実がわかつたと

したら、いわゆる皇国史観ではいかなる解釈・評価が施されたか、聊か興味も湧く。

さて(征西府)守護頼澄―守護代武尚ラインによる遵行行為は、正平十八年以降、前述のように特に弥勒寺領に対してはなされなくなつたが、当国でも他の所領についてはやはり続いている(前掲①②③④文書)。然し、実はまたこの時期、宇佐大楽寺領において「守護使」の押妨がみえる(⑤文書)。

宇佐勢力にとつては、こういう情況が続いた。然しこの時期の彼らは、先述のように、「正平」年号を使用し続け、ずっと宮方であつた。決して武家方に転ぶことなく。ただ先にみた香春岳城合戦など、この時期の豊前国内合戦で、征西府―菊池氏の指揮下に肥前国人が動員されてゐるが(深堀家文書三八号、米、鳥文書八号、有馬文書)、国内、特に宇佐宮勢力の動きは見当たらぬ。或いはこの辺に、征西府と宇佐勢力、相互間の限界があるのか。

頼澄も、豊前との関係は正平二十年(前掲⑥文書)を最後にみえなくなる。右の香春岳合戦は二十二年のこと、勿論、それへの対応はわからない。彼は、やがて九州探題今川了俊の下向後、永和四(一三七八)年十一月に没したらしい(光浄寺文書八二号)。

六 今川氏

一三六〇年代の当国は、以上のように宮方が優勢で、幕府方守護もみえなかつたが、応安四(一三七二)年、九州探題今川了俊(貞世)の下向によつて、当地方の政治情勢も一変する。了俊の九州入り後、豊前関係の合戦として挙げべきものは、当初の応安七年、先に五〇年代に当国守護であつた守綱と思われる、「宇都宮常陸入道」が本拠で起こした「豊前城井合戦」(伊津郡)くらいである。了俊は、これに、九州「渡海」時から供奉した中国地方西部の国人(安芸長井貞広(秋津原対馬家))をはじめ、隣国豊後の田原氏能(入江文書二卷一六、二七)、竹田津氏(竹田津文書五号)、広瀬氏(工藤隆弘)、それに当国豊前北端の門司聖親(親尚門司又右門家藏文書)などを動員し、弟氏兼(霜

台「彈正少弼」を「大将」として現地指揮に当たらせている。この落居によって、当国も概ね了俊の支配下に帰した。

これと相俟って、永和三(一二三七七)年の相良前頼代成恒種仲申状(豊前国上毛郡成恒内末光名内田地・屋敷につき、別符種郷違乱の停止を申請)に「九月九日探題御内書并応安八年正月廿六日其時之守護霜台御遵行・同年二月十九日御使節上毛小太郎満忠打渡請文等明鏡也」(文書一巻、文書五号)、また応永五(九八)年潤四月 宇佐宮神官等申状に「先年今河霜台当国守護職之時分」(判律文書など)とあって、在地勢力が、応安八(七五)年ころの当国守護を「今河霜台」、即ち右の氏兼とみている。氏兼の当国守護としての活動を示す史料は、直接授受文書など他にはのこらないが、右の実情で十分に裏付けられよう。氏兼は、探題了俊とともに九州に下向し、その指揮下に、間もなく豊前国守護として遵行(「打渡」。探題了俊↓守護氏兼↓使節)および軍事指揮を行なっていたと。

そして、実は当国豊前も了俊の「分国」、即ち探題兼補国だったといえる。この了俊↓氏兼の關係は、下って一三八〇年代のことだが、日向国についてもみられる。禰寝文書 二月十八日 了俊書状に「日向国○中今ハ愚身。分国ニ定候了、○中日州の事ハ彈正少弼ニ申付候了、近日可入部也」(注四)、即ち日向国は了俊の「分国」になったが、同国は遠隔地のため、実際の経営には弟氏兼を「入部」に派遣させて当たらせると。了俊自身は、探題府所在地筑前にいて。また肥後国についても同様で、九州入り間もない応安七年「探題の分国になされ候て拝領」(阿蘇家文書下)した同国に、弟仲秋を「守護」として派遣、軍事指揮等に当たらせている(同六一三頁、相良家)。このような諸国は、「分国」主(了俊)「守護」(一族)という關係だが、中央幕府との關係において、その守護はあくまで分国主たる探題了俊自身である。即ちこれら諸国に関する幕命は、了俊が受けるのであり、直接かれら、「守護」たる一族が受けた例は全くみえない。探題分国たる由縁である。

ところで、今川了俊↓氏兼の当国支配、この豊前が探題分国という状

況は七〇年代で終わった。八〇年代に入ると、了俊はなお探題在任中でありながら、当国守護には大内義弘がなったと思われる。この点は、後に改めてみるとして、ここで、探題了俊と当国との關係で注目すべきも、宇佐宮への関与について触れておこう。それは、大宮司職補任と造営の面であった。了俊の九州下向間もない応安六(一二三三)年十月、北朝(綸旨)は宇佐公範を大宮司に補任しているが、これは了俊の吹捧によるものであった(愚管記、應安六)。即ち「九州探題今河伊予入道了俊」は、これまでの大宮司公居を「御敵与同」によって解任し、代わりにその甥公範(舎弟公光の子息)を幕府・北朝側へ「挙申」している(同十)。

つぎに宇佐宮造営の面である。動乱最末期の明德元(九〇)年、下宮御炊殿造替に関与した了俊がみえる(勿論、仮殿造営はこれ以前の至徳三二八六に着手)。下宮は宇佐宮の經濟關係事務を統轄するところで、その中心が御炊殿(中野氏執筆、永弘文書)である。この造替修造は、その必要を説く「社家申請」(宮成文書(五一号)京郡(案)開)「きやうとにそうもん」に始まり、將軍家「ミきやうそ」が「九州探題」宛に下され、「たんたいの御はからい」として実施された(永弘文書一四二・四三)号。そしてこの修造には「豊前国神領段別錢」が充てられ、これを、探題了俊がときの当国守護大内義弘(「守護代」に催促させた(後出)①文書)。この「難渋」者は「点置下地」して「修理料所」に付すという、強制条件を付けて。また了俊は、現地に「奉行人」として「御内」岩部宗宣を「在宮」させ(二一九九号)、徴収された供料等を下宮の管理責任者番長永弘重弘宛に「渡進」させた(永弘文書一四〇・四一)号。斯様に、了俊は九州在任期間を通じてずっと宇佐宮に關与していた。この点、殆ど分析されていないが(なお中世宇佐宮の活動は、外山幹夫「宇佐宮の職人」として、大分県地方史三六・三七参照)、とにかく、動乱期、それまで豊前と關係をもった他の権力者、鎮西管領一色氏や守護少弼氏などにはみえないことである。

ただこの了俊には、当国内の宇佐宮關係所領へ進出した形跡は見当たらない。筑前安楽寺天満宮領に対する場合とは異なっている。既に指摘

したように同寺宮領には、特に半済を契機に深く入り込んで、強固に掌握、九州における領国形成の基点とした。彼の宇佐宮との関係は、あくまで中央幕府の指令に基づく一宮二官社への関与で、肥前一宮河上社に對する場合と同様といえよう。勿論、了俊は、これら職権をテコにして宇佐宮からの權益を求めていたであろうが、宇佐宮への関与は、いわば彼の探題的側面の行動であった。それは、彼の探題在任中を通してのことで、当国豊前の探題分国時代が終わってからも続いていったことだし。

七 大内義弘

さて、了俊の探題期間中のこと、一三八〇年代に入ると、当國に對して大内義弘の権限・活動がみえる。

大内氏は、元來、周防國の有力在庁官人だが、動亂初期以來、同國守護職を世襲、中期には、西隣、本州の西端長門國の守護職を獲得した。さらに動亂後期、義弘は、探題了俊の九州下向に際して大いに援助したため、関門海峡を渡って、対岸當國豊前の守護を得たといえよう。大内氏として、初めて九州の地に正式な權益を得た訳である。

大内氏の豊前國支配については、既に松岡久人氏(広島大学文学部)による研究など(福本純昭「戰國的権力編成の成立」日本史研究 九〇八、紀要三二二)によるの重きは兩朝合一後にあつて、義弘の守護就任時期、當國支配の実態等についてはなお不明確な点も多い。

義弘の豊前守護職補任の時期は、從來、応安七(一三七四)年と伝えられていたそうだが(松岡・村上前、掲論文参照)、私は、実はそうではなく、次に示す實際の徵証からして一三八〇年のころと考えたい。そもそも応安七年は、了俊下向間もないことで、將に先に述べた探題分國(了俊一氏兼)の初期である。

義弘自身による、豊前國關係直接授受文書を列挙してみよう。

- ① 康曆二年三月十三日「左京権大夫」書下案(豊前國天雨田莊公文書)
職の安堵 ↓ 安東弥次郎(本國)

- ⑧ 永徳元年四月廿一日 今川了俊書下写「武家御教書」(幕府御教書、到任せて、宇佐宮一円神領につき前大宮司公居等の「押妨」停止と、その大宮司公行への遵行) ↓ 大内左京権大夫(出光佐三氏所藏文書)

- ⑨ 至徳三年四月十七日 「左京権大夫多々々義弘朝臣」寄進状案(豊前國規矩郡大野荘内土貢貳百石、「六斎沐浴料所」として) ↓ 東福寺(古文書録、内閣文庫所藏)

実は義弘は、これより早く、寄進したい旨を將軍側に「申請」している。数日前の四月十一日付、これに對應する足利義滿御判寄進状のこり、それに「任大内左京権大夫義弘朝臣申請」とみえる(前田家所藏文書四古蹟)。

因みに斯様な「任某人申請」なる文言は、南北朝中期以降、特に五山系禪院宛の將軍あるいは關東公方寄進状において広くみかける。こういう文言を有ち、このように二段階の寄進状をとることは、當時特有の形態ともいえよう。勿論、これには政治的諸關係も絡んでいる訳で、その考証等は改めて示したいが、要するに、守護・幕府奉行人らが所領を官寺五山系寺院宛に寄進する場合は(若干、他の寺社、)その旨を前以て幕府(或いは鎌倉府)へ申請する必要があつた。そこで承認されて、改めて寄進行為がなされる(右⑧文書の文中に「既申成御判之間」とある)。從來、注目されていない点だが、こう解されよう。

- ⑩ 至徳三年四月廿五日 「左京権大夫」施行状案(「本所御下知并探題成敗」に任せて、「當宮大宮司未補之間、仏神事等」可有其沙汰)
↓ 宇佐宮惣檢校(益永文書二)

「本所御下知」とは明らかに關白近衛家御教書であり(到津文書二)、先に建武新政期に廃せられた宇佐宮と本家近衛家との關係が、この一三八〇代に入り、復活している。また室町期、「大宮司未補」の際には、政所惣檢校益永氏がこれに代わつて仏神事(放生会などの宗教儀礼)を興行することになつていた(益永家職掌証文書三三三、三三三)。

- ⑪ 至徳三年十一月廿五日 今川了俊奉書(豊前國下毛郡福永名)

つき、「違乱」停止と、宇佐宮御馬所権檢校幸茂への遵行) ↓「大内左
京権大夫」(源盛文書(二卷七号))

なおここで、義弘自体、当事者(「違乱」人)論人と思え、末尾に「若
有子細者、可被注申」なる但書が付されている。後出⑧文書にもこの
文言がみえ、押妨人は義弘の「被官人」。

② 至徳四年三月五日 今川了俊奉書(「八幡宇佐宮下宮御炊殿御造宮
之事、以豊前国神領段別銭可有修造。催促に背き「難決」の輩は
「点置下地」して「修理料所」に付すべし) ↓「大内左京権大夫」(職掌家
文書三)

① (至徳四年) 四月十四日 「義弘」書状案(右①文書と同旨。書止か
らは書状だが、実質は施行状) ↓「陶尾張守」(益永文)

陶氏は、いままでもなく大内氏被官、ときの豊前守護代であろう。
先述したが、ここに、宇佐下宮造宮段別銭は探題了俊の指揮下に守護
義弘(↓守護代)に催促されている。

④ (嘉慶二年カ) 三月五日 今川了俊書状案(「宇佐下宮御炊殿朽損之
間、以神領段別銭可有造宮之由、任社家申請被仰候、敵密道行候之
様、御計ニ付、可目出候) ↓「大内殿」(宮成文書(五一号))

内容的に、右①④文書と一連。

⑤ 明德元年五月十日 「左京権大夫」寄進状(豊前国久保荘内号舞、京郡部
「二月会舞章料所」として) ↓興隆寺(興隆寺(文書一))

⑧ 明德元年九月十七日 大内義弘書下写(豊前国京都郡豆腐九代官
職、大野井莊代官職の宛行) ↓杉備中守(重明(研究一六、田村哲夫氏紹介))

⑦ 明德元年十月廿六日 大内義弘書下写(豊前国宇佐郡院内、副越中
守知行分の宛行) ↓杉備中守(同)

⑥ 明德二年十一月十三日 幕府御教書案写(豊前国門司開卷・高崎
村・到津莊等を麻生義資に遵行) ↓「大内左衛権大夫」(麻生文書(三五号))

③ 明德三年八月三日 「従四位左京権大夫多々良朝臣」寄進状(豊前
国規矩郡吉田郷内参分老津村丹後守、本知行分) ↓「当山舞章料所」として) ↓氷上山

衆徒(興隆寺)

⑩ (心永四年) 四月十一日 「義弘」書状案(「当社造宮事、社官談合
候、委可承候、依時宜可相計) ↓宇佐宮大官司(到津文書一)

⑨ 心永四年六月五日 渋川満頼書下(豊前国副田莊を、「被官人」押
妨につき、嶋津久哲に遵行) ↓「大内左京権大夫入道」(島津家文書一)

⑧ 心永六年三月三日 大内義弘書下(豊前国上毛郡今吉名内楞嚴寺免
田島等の安堵) ↓祖靈藏主(新田文書三)

⑦ (年未詳) 三月十七日 今川了俊書状(豊前国伊方并元永を宇都宮
小法師丸に「返付」すべし) ↓「大内左京大夫」(佐田文書一)

以上、一八通ほどになり、(注15) 康暦二(二三八〇)〜心永六(九九)年と
二十年間に亘る。「表3」のように分類してみた。ここに、義弘は、当
時の豊前守護とみることができよう。

さて彼の受給文書を見ると、初め一三八〇年代はいずれも探題今川了
俊からのもので(⑩⑨⑧⑦)、直接中央幕府のものは一三九〇年代に入っ
てから僅か一通である(⑥)。一三八〇年代の武家方による当国支配は、
遵行面にしろ、段銭催促にしろ、幕府↓探題了俊↓守護義弘、つまり必
ず探題經由でなされた(注16)。

〔表3〕

〈授〉		〈受〉	
書	下	書	行
宛	寄	造	遵
行	進	宮	行
状	行	段	行
①③	④⑤⑥⑦	銭	行
	⑧⑨⑩	催	行
		促	行
		状	行
		⑪⑫⑬⑭	行

南九州の島津氏管国(薩摩、日向)でも、
国人の安堵・訴訟・軍事指揮に
関する手続が、守護島津氏挙状
↓探題了俊挙状↓幕府という順
でなされている(前編旧記)。探題
了俊が九州下向後、しばらくの
間は、在来系九州守護が直接中
央幕府から公的文書を受けた例
はのこらな。ところが一三
八〇年代半ばになると、至徳元

(八四)年の日向国の例にみえるように(天龍寺重)、「沙汰付」(書目録甲)は遵行命令の幕府御教書が直接守護(護は太友親世)に宛てられる傾向に及んだ。当国豊前の場合、少しは遅れるが、前掲の文書(護は太友親世)は明徳二年の段階で確かめられる。この明徳二年、了俊はなお探題在任中である。この傾向は、了俊の事情はともかくとして、在来系守護の領国制進展に対応していよう。筑前国の場合のように、了俊が、一旦、七〇年代に在来系少武氏から奪った守護職を、八〇年代半ばに戻した例もみえる。或いは、探題分国化を抑えるべく、幕府が積極的に、了俊の有つ守護職を解任したのかもしれない。

つぎに、豊前における義弘の経済的基礎の一端、所領問題である。彼は、京都郡(◎)・規矩郡(◎)という当国北部、つまり本拠に近接した地域を京都五山東福寺や氏寺周防興隆寺に寄進したり、被官・奉行人杉氏にその「代官職」を宛行っている(特にこの重明は、のち応永の乱にも参加、堺で幕府軍と激闘、討死した松岡「大内義弘」)。杉氏は、やがて大内氏の豊前守護代を世襲していく。また(◎)下毛(◎)・(◎)田河郡(◎)のように、義弘自身が当事者(論人)であった場合もみえるが、これは、彼が南下して宇佐宮勢力圏へ接近、領国形成を進めていく過程を示しているよう。

義弘の財政には、勿論、対外関係、とりわけ日鮮貿易の面もある。本国に加えて当国豊前を得、また明徳の乱で畿南和泉や紀伊の守護職を得たことは、瀬戸内海の東西両端を掌握した訳で、畿内(和泉堺)―瀬戸内海―関門海峡―半島という海上ルートを想定できよう。

さらに義弘の豊前支配上の特色として、本国周防と同様、早く奉行人機構をおき、安堵(平野)・遵行(和布刈神)、宇佐宮神領に対する十分一銭免除(判津文書)など(益永家職掌証)、(八四号)など(文号三五号)の諸種の内容をもつ、奉行人連署奉書を発したことを挙げられよう。当時、在来の九州守護家では、なお守護代が主で、奉行人機構は殆どみえない。この点、以後の九州大名家に与えた影響は大いである。

義弘は、畿内と九州という、瀬戸内海を囲む西国六カ国の守護職を獲

得していたが、右の文書と同年、応永六年にいわゆる応永の乱となり、同年末ついに和泉堺で敗死した。然し、以後、大内氏の北九州進出に正統な契機をつくった意義は大きい。

八 むすび

以上の考察で得た若干の印象を、ここに示して、むすびとしたい。

一、当国豊前支配においても、曾てみた筑前・肥後と同様、守護少武類尚側と鎮西管領一色氏との関係は全くみえない。この点、大友氏・島津氏など、当時の、他の九州守護管領の場合と異なる。

二、動乱中期、九州宮方隆盛期に、征西府はその中心メンバーを当国の要職として派遣した(国司五・少武氏、守護二・少武氏、守護代二・菊池氏)。これは、名目上は遵行権など公的側面であろうが、初めからその脆弱な財政を補充する意図を有っていたのではないか。事実、彼らの弥勒寺領に対する執拗な押妨行為に表われている。これまで殆ど明らかにならなかつた、このような、九州宮方権力の在地に対する実態を暴露できたことは嬉しい。

三、宇佐大宮司家は、古来、鎮西一円に権威を有っている筈だが、この動乱期を通じて、その具体的な軍事力、守護職獲得への志向性はみえない。守護補任の事実は勿論、守護職所望の気配も窺えない。まして領国形成の志向は、いわずもがな、建武政権の「本所」停止二官社解放令によって、大宮司家は領国形成の条件が備わったのに、却て動乱後期には、本家近衛家との関係を復活させた程である。この点、隣国肥後の一宮阿蘇大宮司の場合とは非常に異なる。阿蘇大宮司家は、動乱期、独自の軍事力を編成し、独自の立場で上級権力にも対応し、ときには守護職を所望し、また幕府側から正式な肥後守護に補任されるなど、領国形成志向は旺盛であった。

成程、宇佐大宮司家は、この動乱期も宇佐宮勢力圏の社家名主層に對しては所領安堵権を発動、「権威」を保っているようである。勢力

圏の中でのこういう状況では、守護職所望など不必要なのかもしれない。然し、外部の諸勢力が圏内に進出(押妨など)した際、一々、その停止を上級権力に求める必要が出て来る。

四、これまで九州各国守護について考証を重ね、数の上では聊か終わりに近付いた。然し、願れば、暗中模索し試行錯誤の連続であった。史料蒐集の面はともかくとして、それより、何しろ史料操作・解釈についてその感が強い。再検討して、統一的に叙述しなおす必要がある。

注1 探題打倒の際に軍事指揮をなしたのは、九州全域の国人に対する少式貞経・大友貞宗以外では、薩摩に対する島津貞久と、豊前に対するこの高房のみである。ただ高房の場合は、軍忠証状一通のみで(肥前国人負)、当時の守護でもある他の三名(貞経・貞宗・貞久)と違って、覆勘状・証判はみえない。

注2 この申状は、従来、大日本史料など刊本は『土佐国箇箇集残編』一所収の写本からのみ引用されてきたが、近年、この原本と思われるものの写真が、『第二回西武古書大即売展目録』(昭44・5)に掲載されている。

注3 この「散位」について、曾て直冬方機構の引付頭人であると指摘したが(肥前国)の項)、実名の方は気に懸っていた。九州における「散位」奉書は、一三五一年(貞和七)観心二)のもの、六通ほどのこる。そして備後浄土寺文書に、同年六月、同形花押を有つ「散位」奉書三通が含まれ、その付箋に「相原左近将監光房」などとある。ところが同じ浄土寺文書に、その二年後、文和二年三月の「散位光房」書状のこり、この花押が右の「散位」のものとは全く異形である。この点で、これまで実名をあててのを躊躇してきた。此頃、聊か興味をもって、相原光房(備後有力国人で、康永三)の経歴や周辺の政治社会情勢を鑑みていくうちに、「散位」は相原光房としてもよいと思うようになった。

また最近、田辺久子氏(室町幕府御律方に関する)は、右の浄土寺文書の「散位」奉書を素材に、この「散位」を当時の幕府御律方頭人と推定する方向で、詳論を展開されている。「散位」奉書は浄土寺など御律系寺院の所務沙汰に關与し

ていること、また当時の政治情勢(観心二年二月、中央における尊氏と直義との和睦。直冬もこれにたらい、問もなく)などを考慮されて。しかし、こう解する必要はなく、あくまで「散位」は直冬方機構の引付頭人とみただけののではない。勿論、九州の「散位」奉書のみでなく、浄土寺文書の奉書も直冬を奉じたものとして。何しろ現存する「散位」奉書は、地域的に限られた西国(北部九州、備後)関係のみで、一方、禅・律寺院以外の所務にも関与している。紙数も尽きかけているので端折ったが、考証は、いづれ別稿「直冬方引付頭人散位について」で示したい(鹿児島中世史研)。

注4 この文書と同日付(無年号)・同型のものが肥前深堀文書(三六・二八六号四)にあり、『大日本史料』六編十三にも収載され、観心元年と年代推定している。『大分県史料』もそれに倣ったのであろう。然し、同僚村井章介氏は、これらを下って延文四(一三五九)年、つまり同年八月の筑後大保原合戦(少式頼尚軍×征西府軍)直前のものと推定される(大日本史料六)。

注5 因みに官途「筑後守」から、この文書は貞和四(一三三八)年八月、延文四(一九)年十一月のものとして推定できる。即ち頼尚は、初め「大宰少式」であったが、貞和四年八月十日の北朝臨時除目で「筑後守」に任ぜられ(大日本史料六編十一)、この官途変更は実際の文書上にも表われる(徳永文書)。さらに彼は、延文四年八月(一四三三)号)同年十一月(一四三七)号)に、「筑後守」から「前筑後守」(筑後前司)にかわっている。

注6 筑前徳永文書 康永四年二月一日 少式頼尚施行状(三条御所炎上の事により「筑前・肥後・豊前三ヶ国地頭御家人等、不可馳歩由、可被相触」き旨、「去年十二月廿二日御教書」(将軍家執)の下達)があつて、当時、頼尚は豊前など三ヶ国守護として将軍家から明らかに軍勢催促権を委任されている。

注7 なおこれより早く、動乱初期の建武四年前半、豊前国人宛の「顕康」軍勢催促書下(田口、同旨の筑前国人宛の「宣遠」書下(広瀬正雄氏)がのこる。「宣遠」は、当時の筑前守護代饗庭氏一族である。この「顕康」も、「顯」を通字とみれば西郷顯景と同族で、顯景の前の、軍事指揮面での豊前代官といえよう。

注8 筑前深江文書 正平子四年八月日 筑前国深江種重軍忠状に対する頼澄証判。これが、頼澄と筑前国人との関係、また全九州についても彼の軍事指揮面を示す唯一のもののである。この深江文書は全て写しのため、不明瞭な個

所もままある。

注9 この「奉行人」高辻道准は、勿論、征西府の奉行人で、当時、征西將軍宮
令旨の奉者「道准」としてみえる(西高辻文書三二七号)。
(尾利義満(公家様) 文書一三三二七号)

注10 この城井合戦において特に田原氏能の活躍は顕著で、ために彼は、今川了
俊から感状を受けるとともに、「筑後国竹野庄内東郷・山本郷(宇都宮藩地)頭職」
を得ている。氏能は、永和四(一三七八)年七月、これを子息親貞に譲与し、
翌康暦元年、將軍家から安堵される(入江文書三卷八号)。この地は、曾て文和三(五四)
年九月、將軍家が守綱に「豊前国延勝寺今富庄」などとともに勲功賞として宛
行ったところで(宇都宮文書六号)、先述のように、守綱は、同年、当国豊前国守護にも
補任された。

注11 この了俊書状は、年未詳だが、もっと前部分から引用すれば「日向事、伊
東・土持一同ニ大友守護人の事を不用申候ほと(略)中守護職事此人々望申候ニ付
て、大友ニ申談候へ(今川氏逃)為天下候にて上表申され候間、今ハ愚身の分国に定候了
○(略)日州の事ハ彈正少弼ニ申付候了、近日可入部也」とみえる。即ち、日向の二
大国人伊東・土持両氏は当時の守護大友氏に仕えず、彼ら自ら「守護職」をも
所望したため、大友氏は当職を「上表」し、以後、当国は了俊の「分国」になっ
たと云々。大友氏の当主は親世で、事実、彼は至徳元(一三八四)年当時の日
向国守護である(天竜寺重書目録甲、拙稿「畠山義深・一色範親」から、文中にみえる今
大友親世と日向国「鹿兒島中世史研究」会報三五)から、文中にみえる今
川氏兼の日向「入部」も、この了俊書状も、右至徳元年以降と推定できよう。
注12 念のために、○文書に対応する義満御判寄進状の全文は次の通り(未刊、前
文書四古、田家所蔵
蹟文版)。

「寄進 東福寺
豊前国規矩郡大野庄内土貢式百石事
右、為沐浴料所、任大内左京権大夫義弘朝臣申請、可令為当寺領之状如件、
至徳三年四月十一日
左大臣源朝臣(花押)
尾利義満(公家様)

また義弘は、この○文書と全く同じ時点、本抛周防国内の所領(玖珂荘祖生郷地
石を京五山天竜寺に寄進、それぞれ同日付、同様の様式・文言を有つ文書(将
軍義満御判寄進状、義弘寄進状)をのこしている(天竜寺重書目録甲、
書目録甲)。
注13 この但書は、論人としても知行の由緒があれば異議を申立てよとの意で、

「沙汰付」命令文書における解除条件の特記である。石井良助『中世武家不動

産訴訟法の研究』五三五頁、同『日本不動産占有論』一三四・一五五頁参照。

注14 刊本(大分県史料)では(明徳元年頃カ)と推定するが、文言の一致などから
○文書の施行とみて、こうした方がよからう。

注15 その他、年号欠で、花押の形の点で聊か疑点がのこる、義弘―豊前関係文
書がある。念のために、次に目録のみ掲げよう。

○(年未詳) 六月廿日「義弘」書状(感状) ↓宇津宮小法師(親景 佐田文書一)

○「」二月廿日「散位義弘」巻数返事 ↓宇佐字頭美作僧都(修斎古文書、竹
内文平氏所蔵)

○(年未詳) 正月十八日「了俊」書状 ↓大内殿(益永文書二)

注16 なお大内義弘は、九州以外の管周防等については、当時も遵行命令など
を直接中央幕府から受けている。

例○永徳三年十二月廿五日 幕府御教書(周防国仁保荘の「沙汰付」) ↓「大
内左京権大夫」(義弘 三浦家文書二五号)

○至徳三年三月廿一日 幕府御教書(周防国岩田保地頭職の「沙汰付」)
↓「大内左京権大夫」(重野文書上 一六号)

勿論のことだろう。